

別添

令和7年度 地域働き方・職場改革伴走支援業務仕様書

- 1 業 務 名
地域働き方・職場改革伴走支援業務（以下「本業務」という。）
- 2 業 務 内 容
若者や女性に魅力的な「働きやすい職場環境」が広がるよう、性別の違いに起因するアンコンシャス・バイアスによる影響について、県内に所在する事業所（以下「企業等」という。）に伴走しながら、課題を把握・抽出するとともに職場環境の改善策を検討のうえ実践と改善計画の策定をサポートし、働き方・職場改革の実践モデル事例の構築を進める。
- 3 業務場所等
県内企業・団体
- 4 業 務 期 間
契約締結日から令和8年3月25日まで
- 5 業務内容等
 - (1) 伴走する企業等の数
県内に所在する、常時雇用労働者が10人以上いる事業所各地区2社。
ただし、原則として鳥取県男女共同参画推進企業認定を受けていない企業等であるものとする。
【東部地区（鳥取市・岩美郡・八頭郡）】
【中部地区（倉吉市・東伯郡）】
【西部地区（米子市・境港市・西伯郡・日野郡）】
 - (2) 伴走する企業等の選定及び決定
伴走する企業等の選定は原則として受注者が行い、発注者と協議の上決定する。その後の連絡調整や伴走実施等については、全て受注者が行う。
 - (3) 伴走手法
 - ① 課題把握・抽出
伴走決定した企業等において、従業員に対して職場環境等に関する意識調査を行い、固定的性別役割分担意識等に伴う「働きやすさ」の阻害要因などについて課題を把握・抽出する。
 - ② 課題対応・改善方策の検討
上記①で把握・抽出した課題を整理しながら、当該企業等の従業員との意見交換等を通じて職場環境の改善策を検討する。
 - ③ 改善方策の実践
 - (1) 上記②で検討した職場環境改善策について、企業による実施計画の策定を支援する。
 - (2) 実施計画の実践にあたり、助言を行う。なお、助言を行うのは業務期間内に限ることとする。
 - ④ その他
上記①から③については、業務期間中に複数回の対面ワークショップ形式による従業員意見交換会を開催することが望ましい。その際、受注者はファシリテーター役を担うものとする。
- 6 権利義務の譲渡等の禁止
受注者は、本業務により生ずる権利又は第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た

場合は、この限りでない。

7 守秘事項等

- (1) 受注者は、本業務における成果物（中間成果物を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用してはならない。
- (2) 本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) 受注者は、本業務に従事する者及び9の規定により本業務を再委託する場合の再委託先並びにそれらの使用人に対して、(1) 及び (2) の規定を遵守させなければならない。
- (4) 発注者は、受注者又は従事者等が (1) から (3) までの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (5) (1) から (4) までの規定は、本業務に係る業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

8 個人情報の保護

- (1) 受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、従事者等に対して、特記事項を遵守させなければならない。

9 再委託の禁止

- (1) 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。
- (2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1) の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - ア 再委託の契約金額が本業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

10 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

11 完了報告及び検査

受注者は、本業務を完了したときは、その日から7日以内に別紙様式により業務完了報告書を発注者に提出し、その日から10日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに発注者の検査を受けるものとする。

12 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

13 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。